

高齢者補聴器購入費用助成

【対象となる方】 次のすべてに当てはまる方

- 足立区内に住所を有する65歳以上の方
- 聴覚障がいによる身体障害者手帳の対象とならない方
- 耳鼻咽喉科専門医の診断を受けて区へ中等度難聴であることの見書を出せる方(検査の結果、両耳とも4分法で40dB以上70dB未満、または、片側が40dB以上90dB未満かつもう片側が40dB以上50dB未満の、身体障害者手帳の対象とならない聴力レベルの方)

【助成内容】

助成上限額

50,000円

- 購入額が助成上限額に満たない場合は購入額(千円未満は切り捨て)が助成額
- 対象となる経費は管理医療器としての補聴器本体および付属品の購入費用(充電器、集音器は対象外)
- 診察料、検査費用、証明書料、修理代、調整費用、送料などは対象外
- お一人左右いずれか一方の耳に装着する補聴器1台1回限り

【注意事項】

- 助成決定前に購入したものは対象となりません。
- 医療機関での聴力検査の結果、助成の対象とならない場合があります
- 医師の証明を受けた後は速やかに申請書を提出してください
- 領収証を紛失すると費用の助成ができなくなるため、必ず保管してください
- 助成決定のあった日の属する年度の翌年度末までに交付の請求をしてください。

【申請の前に】

足立区では障がい福祉センター(あしすと)において、言語聴覚士による「きこえの相談」(毎週月・火・水・木・金 予約制 無料)を行っています。

誰に相談したらよいか分からないなど、きこえや補聴器の事でお悩みがあるときは予約のうえご相談ください。

「きこえの相談」予約先

足立区障がい福祉センター(あしすと) 自立生活支援室

電話 03-5681-0132

FAX 03-5681-0137

※助成の申請については裏面の問い合わせ先までおたずねください

手続きの流れ (償還払い)

しょうかんばら

1 申請書を入手

足立区の窓口、またはホームページから申請書を入手します。
申請書類の入手、提出はこちらの窓口へ

- ①高齡福祉課在宅支援係
- ②各地域包括支援センター
- ③足立福祉事務所各課

受付時間 ①③平日 8:30~17:15 ②月~土 9:00~17:00
※祝日、祭日を除く

2 医師の意見欄の準備

医療機関(耳鼻咽喉科専門医)へ申請書を持参し、検査の結果、
中等度難聴であるときは医師の意見欄に証明と検査結果(オー
ジオグラム)を添付してもらいます。

3 書類の提出

医師の意見欄に証明済みの申請書を上記の窓口へ提出してく
ださい。(郵送可)

※郵送のあて先は、下記問い合わせ・申請書郵送先の高齡福祉
課在宅支援係へ

4 対象となった方へ通知書と交付申請書と請求書の3点が届きます 審査後、区から以下の書類が届きます。

- ①高齡者補聴器購入費用助成決定通知書
- ②補聴器購入費用助成交付申請書
- ③請求書兼口座振替依頼書
(却下の場合は却下通知書が届きます)

補聴器の購入は、高齡者
補聴器購入費用助成決
定通知書が届くまでお
待ちください

5 補聴器の購入

補聴器を購入し、助成の決定を受けた方の氏名、購入金額、購
入年月日と補聴器代の明記がある領収証を受け取ってください。

6 請求

4で届いた②補聴器購入費用助成交付申請書と③請求書兼口
座振替依頼書に記入、押印し、領収証原本と通帳コピーを添付
して窓口へ提出してください。(郵送可)

7 助成

助成金を助成対象者本人の口座へ振り込みます。

※申請および決定前に購入された補聴器の費用は助成対象外です。

※郵送での申請は下記の申請書郵送先へ送ってください。

※償還払いの手続きで購入が困難な方は申請前に下記へご相談ください。

問い合わせ・申請書郵送先

足立区 高齡福祉課 在宅支援係

郵送先住所 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5257 FAX 03-3880-5614